

株式会社テクノウェル 行動計画

子育てと仕事を両立させた働きやすい職場環境を整備・提供することで、社員全員がその能力を発揮出来るようにするために、次のように行動計画を策定する。

I. 計画期間 令和 6 年 5 月 1 日～令和 9 年 4 月 30 日までの 3 年間

II. 内容

目標 1：育児休業・介護休業法及び会社育児・介護休業規程の社員説明会の実施
労基法・就業規則の社員説明会の実施もよる制度の周知

<対策>

- 令和 6 年 5 月～ 就業規則・制度説明会実施（改訂時毎）
- 令和 6 年 5 月～ 管理職への育児介護休業法（主に法改正）の勉強会

目標 2：総務部に子育て支援相談窓口担当者を配置し、妊娠中の女性社員の
母性健康管理及び休業制度についてのパンフレットを作成して社員休憩室
に掲示

<対策>

- 令和 6 年 11 月～ 社員へのヒヤリング（子育てに関する要望・悩み）、ヒヤリングに基づき社内体制・業務内容の変更等検討開始
- 令和 7 年 4 月～ ヒヤリングに基づき変更事項の確定、就業規則等による社内法整備
- 令和 7 年 8 月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、全社員を対象とし制度の説明会による周知

目標 3：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

※社員 1 人あたりの年次有給休暇（法定付与分）取得率を 50%以上、
個々の取得率を 30%以上にする。（法定付与分を含む）

<対策>

- 令和 6 年 8 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 6 年 10 月～ 社内業務ツールにて取得率アップの告知活動
- 令和 7 年 2 月～ 管理職が取得率の低い社員をフォローアップし取得促進を行う

目標 4：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを社員に配布、説明し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 8 年 1 月～ 担当者にて社員のニーズ調査開始
- 令和 8 年 2 月～ 育児休業制度に関する資料の配布、説明を行い社員へ周知

目標 5：小学校就学前の子を持つ社員が、就業しつつ子を養育することを容易にするための養育両立支援休暇制度（年/11 日）を導入。

<対策>

- 令和 8 年 1 月～ 担当者にて社員のニーズ調査開始
- 令和 8 年 2 月～ 制度の導入、社内会議などによる社員への周知